

## 東京都私立学校助成審議会の公開に関する要綱

平成11年5月27日  
11総学一第197号  
総務局長決定

(会議の公開)

第1条 東京都私立学校助成審議会(以下「審議会」という。)は原則として公開する。

ただし、個人のプライバシー保護、学校法人の事業活動情報保護、法令等による公開禁止及び議事の混乱防止を理由として、審議会の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 審議会の開催に当たっては、その日時、場所、傍聴申込方法、傍聴可能人数、期限等について、事前に都民に周知する。この場合、傍聴希望者が傍聴可能人数を上回る場合は、抽選により決し、傍聴希望者に通知する。

3 会長は、傍聴人に審議会の進行に影響を与える言動があったときは、これを制止し、又は当該傍聴人に退場を命じることができる。

(会議録等の開示)

第2条 審議会の会議録等は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)の定めるところにより、公開するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。